新　潟　県

○労働委員会委員再任

西野喜一委員、兒玉武雄委員、三浦百合子委員、江花和郎委員、佐藤丈二委員、小野塚崇委員、鈴木和夫委員及び郷礼子委員は、二月一日再任された。

○労働委員会委員任命

丸山正委員、大浦容子委員、津野勇二委員、安念謙委員、高野秀子委員、丹治俊雄委員及び小林信治委員は、一月三十一日任期満了し、二月一日次の者が任命された。

労働委員会委員　櫻井　英喜
同　佐藤　朗子　同　小林真千子
同　林　光弘　同　橋本　義明
同　米山　哲也　同　岩﨑　孝秋

大　阪　府

○収用委員会委員再任

熊澤一郎委員は、二月一日再任された。

山　口　県

○労働委員会委員任命

大塚健二委員、中野威委員、瀧井勇委員及び中坪清委員は、平成二十三年一月十九日任期満了し、同月二十日次の者が任命された。

労働委員会委員　岡本　博之
同　山近　和浩　同　中村友次郎
同　山元　浩

○労働委員会委員再任

坂田守委員、正木宏明委員、松浦秀子委員、山田義裕委員、山中直之委員、杉本郁夫委員、鈴木博文委員、宮本千代子委員、有田謙司委員、大田明登委員及び北本時枝委員は、一月二十日再任された。

静　岡　市

○人事委員会委員選任

三浦勝委員は、一月十三日任期満了し、同月十四日次の者が選任された。

人事委員会委員　髙鳥　明保

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年二月十日

外務大臣　前原　誠司

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十三年三月十六日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　坂本　芳信
生年月日　昭和三十二年十一月十一日
旅券申請上の住所　長野県長野市西三才二三七五―一
二、返納すべき旅券
旅券番号　TG〇七一八九七一一
発行年月日　二〇〇一年九月七日
旅券名義人　坂本　芳信
三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十三年一月二十四日、長野簡易裁判所から、業務上横領被疑事件の被疑者として逮捕状が発付された旨、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

法　務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人奥眞祐は願により公証人を免ぜられた。

吉松悟は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人奥眞祐の後任を命ぜられた。（以上二月三日）（法務省）

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

二月八日（火）

〇一般案件

一、文化芸術の振興に関する基本的な方針について（決定）（文部科学省）

一、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し国会の承認を求めるの件（決定）（農林水産省）

〇法律案

一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案（決定）（農林水産省）

一、都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（決定）（国土交通省・内閣官房・財務省）

一、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）（国土交通・財務・厚生労働省）

一、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）（国土交通・財務省）

一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案（決定）（防衛省）

公　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

1．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成23年3月14日までに沖縄総合事務局財務部金融監督課あて申し出をされたい。

2．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③事務所所在地

①2229300358①②伊敷　義明③沖縄県豊見城市字名嘉地280番地

①2229300418④神谷　直也③沖縄県豊見城市字上田339―1

①2229300423①②金城　隆盛③沖縄県豊見城市字高嶺466番地の16豊見城団地C14―305号

①2229300281②幸地　恒裕③沖縄県沖縄市比屋根2―2―10

①2229300355②山城　初美③沖縄県沖縄市泡瀬4―38―11

①2229300398②名城えい子③沖縄県沖縄市字松本972番地

平成23年2月10日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、平成23年1月31日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年2月10日

さいたま地方法務局長　浅井　琢児

記

氏名　大野　邦江

所属する司法書士会　埼玉司法書士会

登録番号　埼玉第523号

事務所の所在地　埼玉県富士見市鶴馬2602番地3鶴瀬西口駅ビル8F802号室

違反行為　領収書作成義務違反

鉱業法第189条の規定による公告

経済産業省公告第4号

次に掲げる鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、立会すべき旨の命令を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の区役所又は市役所に下記のとおり命令の内容を掲示した。

なお、(1)については、平成23年3月11日10時00分南大東村役場産業課において、(2)については、平成23年3月16日10時00分恩納村役場商工観光課において、(3)については、平成23年3月16日14時00分国頭村役場企画商工観光課において、(4)については、平成23年3月17日13時30分伊平屋村役場経済課において、(5)については、平成23年3月18日13時30分本部町役場企画商工観光課において、